

◎「第14の2」の1の(1)に規定する在宅療養支援病院 (機能強化型在宅療養支援病院)

当病院では在宅で療養する患者様を対象に、緊急時の連絡体制及び
24時間往診・訪問看護ができる体制等を確保しています。

◎入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）

当病院では入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士に
よって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で
提供しています。